搬入路草刈等業務委託仕様書

本仕様書は、逗子市（以下「発注者」という。）が、逗子市環境クリーンセンター（以下、「センター」という。）内、搬入路周辺における、草刈等の業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1　目　的

本業務は、センター搬入路周辺の機械除草、樹木剪定、側溝清掃、架空電線防護管設置等について、関係法令等に基づき適正に業務を履行することを目的とする。

2　受注者の資格要件

(1)受注者は、契約日以前３年以内に官公庁発注の機械除草、高所作業車を使用した樹木剪定、側溝清掃、架空電線防護管設置撤去手続き等の業務の元請実績を１回以上有していること。

(2)受注者は、機械除草、高所作業車を使用した樹木剪定、側溝清掃等の作業及び、架空電線防護管設置撤去の手続きに精通しているものとし、下請負事業者についても同様とする。

(3)受注者は、本業務を各回原則１日で履行可能な人員の手配及び、本業務に必要な機械器具類、清掃用具類、高所作業車等の用意並びに、架空電線防護管設置撤去手続きをすることが可能であること。

(4)受注者は、刈払機、チェーンソー等の機械器具、高所作業車等の使用にあたっては、それぞれ有効な有資格者によって履行することが可能であること。

3　履行場所

逗子市池子４丁目 956 番地（逗子市環境クリーンセンター内）

4　委託期間

契約日から令和８年３月 31 日まで。

5　作業日時等

(1)本業務は、契約期間中３回履行するものとし、１回目は契約後速やかに、２回目は９月頃、３回目は翌年３月頃とするが、雑草樹木の繁茂状況に応じて、発注者の指示により、履行時期が前後する際であっても、受注者は対応するものとする。

(2)受注者は、１回当たりの業務を可能な限り土曜日１日で履行するものとし、土曜日のみで完了しない場合は、発注者と次回履行日について協議するものとする。

(3)受注者は、午前８時 40 分に夜勤明け職員が退場してから作業を開始するものとする。

6　業務の内容

(1)受注者は、別図の範囲において、機械除草、樹木剪定、側溝清掃等の他、関連業務を年３回履行するものとする。
(2)受注者は、発注者と毎回業務前に現場を確認し、その都度履行内容を確認、協議した後、履行するものとする。
(3)受注者は、高所の樹木剪定作業について、電線近傍の作業をする際は、事前に架空電線防護管設置措置をしなければならないものとし、当該措置に係るすべての費用は、委託料に含むものとする。
(4)受注者は、剪定した樹木を回収し、発注者が指示する寸法に裁断するものとする。
(5)受注者は、機械除草、樹木剪定後に側溝清掃を行い、側溝、枡内の堆積土砂、落ち葉等を除去し、清掃するものとする。暗渠部は除く。
(6)受注者は、本業務で発生した刈草、剪定樹木、堆積土砂、落ち葉等は、履行場所内の発注者が指定する場所まで分別のうえ、運搬し、排出するものとする。

7　業務の範囲等
(1)１回当たりの業務の範囲は次のとおりとし、同範囲を年３回履行するものとする。
①西側（谷側）　面積：2,018 ㎡　総延長：425m　写真①～⑨
②東側（山側）　面積：1,428 ㎡　総延長：348m　写真⑩～⑳
③側溝　東側（山側）法尻　総延長：425m（暗渠部分は除く）
(2)受注者は、県道付近の一般車等の通行がある箇所については、飛び石等による被害防止措置を取らなければならない。

8　受注者の費用負担
(1)本業務上必要とする人件費及びこれに付随する保険料、被服、安全装備等の費用
(2)本業務上必要とする車両、機械器具等、これに伴う燃料費、消耗品等の費用等及び、これに伴う燃料費・油脂類・有料道路代、法定点検費用、維持管理費等の費用
(3)架空電線防護措置に係る、協議、防護管本体、取付、取外し、緊急対応等すべての費用
(4)その他本業務に必要とする費用

9　支払方法
(1)委託料は、本業務に係るすべての費用を含むものとする。
(2)委託料は、分割払いまたは、全業務完了後の一括払いとする。
(3)受注者は、分割払いを希望する場合は、全３回の分割払いとし、契約金額を概ね３回に分けた契約金額内訳書を契約後速やかに提出するものとする。
(4)受注者は、分割払いを希望する場合は、各回の作業完了の都度、作業前中後写真を含んだ報告書を発注者に提出して中間検査または、完了検査を受けるものとし、同検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。
(5)発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求の日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難いときは、45 日以内とする。

10　安全管理

(1) 受注者は、作業時は周囲に十分注意を払い、適切な保護具を着用の上、安全作業をしなければならない。

(2) 受注者は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次災害防止措置を行った後、発注者に口答にて報告し、その後、速やかに書面により報告しなければならない。

(3) 受注者が、発注者の施設、車両または第三者等に損傷、被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。

(4)受注者は、資格が必要な機器、車両等を使用する際は、有効な資格を保有する者が操作、運転をしなければならない。

(5)受注者は、電線近傍作業は、事前に架空電線防護措置を取らなければならない。

(6)受注者は、履行中の正門については、通過の都度開閉するものとし、常時閉鎖としなければならない。

(7)受注者は、車両が正門を通過する際は、車両と門扉の接触事故防止のため、両側門扉を開放して落としかんぬきをセットの上、通過するものとする。

(8)受注者が、正門を常時閉鎖せず、侵入者、侵入車両により、発注者が損害を被った場合は、受注者の責任と負担において、原状復旧及び、損害賠償等の責めを負うものとする。

(9)受注者は、当該業務について責任をもって適正に履行するものとし、一括して第三者に請け負わせてはならない。

11　作業車両

(1)受注者は、本業務に使用する車両等は、受注者の負担により用意するものとし、センターへ搬出入可能な寸法・規格の車両等を使用しなければならない。

(2)受注者は、本業務に大型車両を使用してはならない。

(3)受注者は、道路交通法、道路運送車両法、排ガス規制、速度抑制装置取付け、その他、法令等に違反する車両を使用してはならない。

12　その他

(1) 受注者は、関係法令等を遵守し、業務を履行しなければならない。

(2) 発注者は、本業務内容について市民等に公表できるものとし、受注者は、これに同意するものとする。

(3)受注者は、履行場所内では、車内も含め全面禁煙とする。

(4)受注者は、委託業務上知り得た秘密事項及び、個人情報を他人に洩らしてはならない。

(5)発注者は、受注者の行う業務が、この仕様書に適合にしないと認めたときは、受注者に対し適合するよう指示することができる。この場合において、受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(6) 業務委託契約書、仕様書等に記載無き事項が生じた場合は、逗子市財務規則によ

るほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

案内図

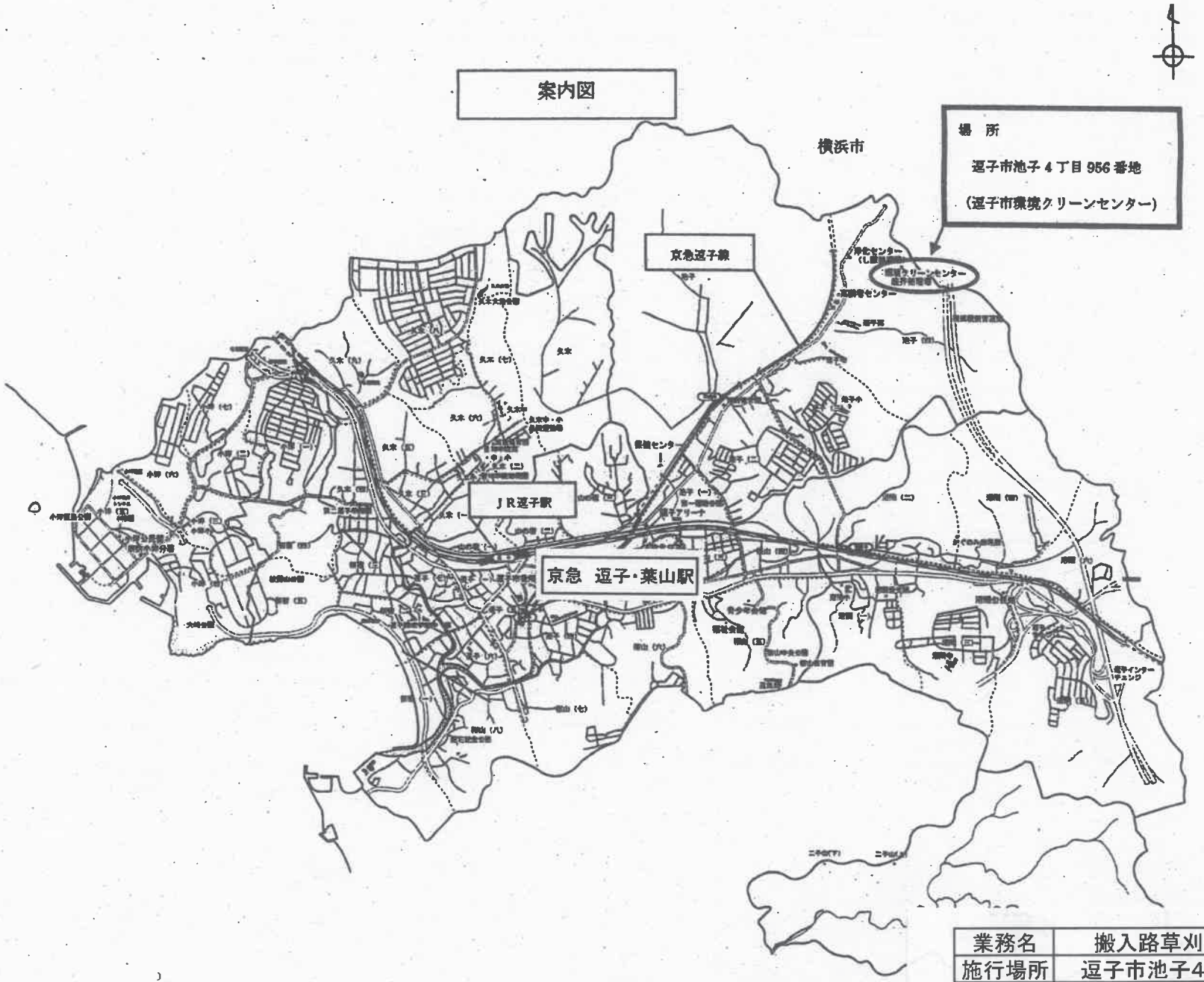

業務名	搬入路草刈等業務委託		
施行場所	逗子市池子4丁目956番地		
図面名	案内図		
縮　尺	NON	図面番号	1
逗子市　環境都市部　環境クリーンセンター			

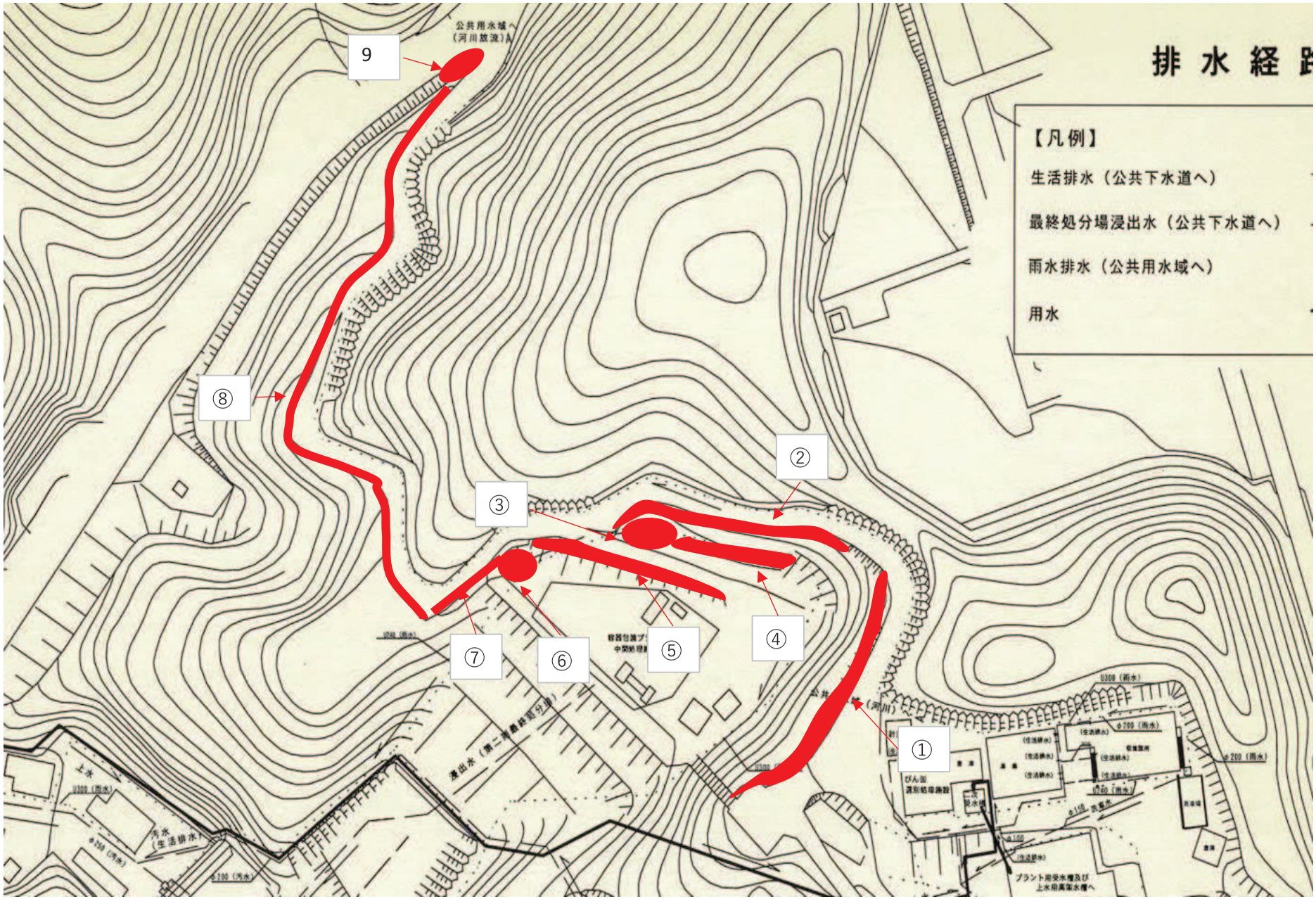
排 水 経 路
【凡例】
生活排水（公共下水道へ）
最終処分場浸出水（公共下水道へ）
雨水排水（公共用水域へ）
用水
公共用水域へ
（河川放流）
9
⑧
③
②
⑦
⑥
⑤
④
①
浸出水（第二埋立終処分場）
上水
汚水
（生活排水）
プラント用受水槽及び
上水用高架水槽へ

①

②

③

1996年3月
環境クリーンセンター
046-871-7870
④

⑤

⑤

⑥

⑦

① W6.0m × L52.0m = 312m2
② W4.0m × L52.0m = 208m2
③ W6.0m × L10.0m = 60m2
④ W7.0m × L45.0m = 315m2
⑤ W5.6m × L54.0m = 302m2
⑥ W15.0m × L15.0m = 225m2
⑦ W2.0m × L20.0m = 40m2
⑧ W3.0m × L160.0m = 480m2
⑨ W4.5m × L17.0m = 76m2

総延長　A=425m
総面積 = A=2018m2

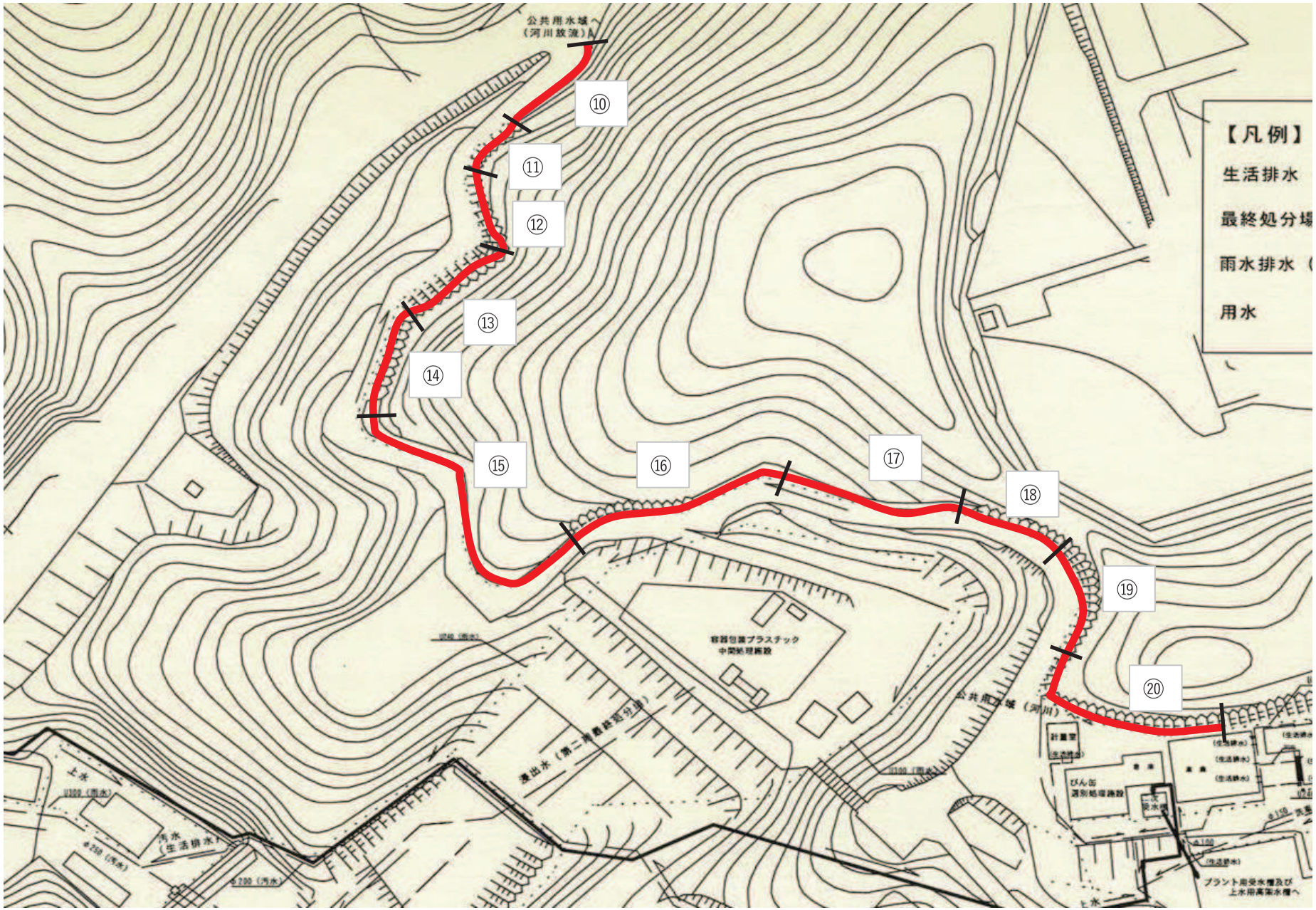
公共用水域へ
（河川放流）
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
【凡例】
生活排水
最終処分場
雨水排水（
用水
容器包装プラスチック
中間処理施設
公共用水域（河川）
計量室
（生活排水）
びん缶
選別処理施設
受水槽
（生活排水）
プラント用受水槽及び
上水用高架水槽へ
上水
φ300（雨水）
汚水
（生活排水）
φ250（汚水）
φ200（汚水）
φ100（雨水）
φ150
（生活排水）
上水

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳
左によって下さい

⑳

⑩　W7.0m×L13.0m＝91m2

⑪　W2.0m×L15.0m＝30m2

⑫　W2.0m×L22.0m＝44m2

⑬　W8.0m×L23.0m＝184m2

⑭　W2.0m×L18.0m＝36m2

⑮　W5.0m×L120.0m＝600m2

⑯　W2.0m×L40.0m＝80m2

⑰　W4.0m×L41.0m＝164m2

⑱　W2.0m×L15.0m＝30m2

⑲　W2.0m×L12.0m＝24m2

⑳　W5.0m×L29.0m＝145m2

総延長　A=348m

総面積　A=1428m2

建設工事等に伴う当社架空電線等への防護措置に係る費用負担見直しのお知らせ

労働安全衛生規則および建設業法に基づく当社架空電線等への防護カバー類の設置費用につきまして、お客さまにご負担いただく範囲を見直すこととなりました。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

適用開始時期

２０２４年４月１日以降のお申込み※

※２０２４年３月末までにお申込みをいただいた場合であっても、防護管工事が６月１日以降の場合は、本案内におけるご負担範囲見直しの対象となります。

ご負担範囲について

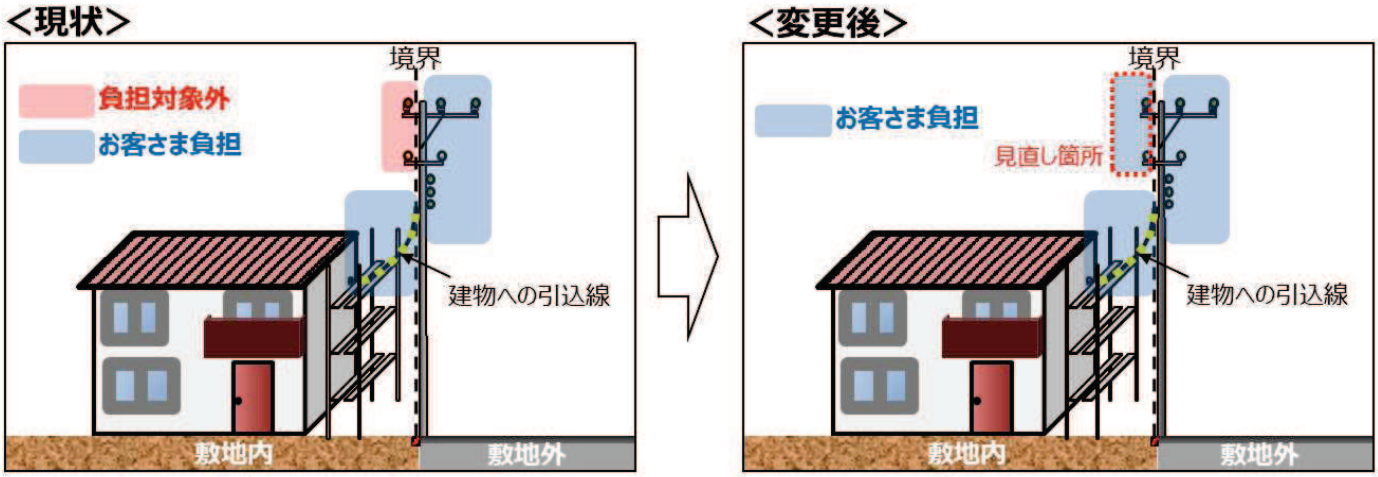

単価表

料金内容		単位	金額（税込み）
基本料金（取付･取外し等の協議＋基本工事費用）		式	５１，７００円
加算単価	高圧線防護（取外費用を含む）	本	１，０３４円
	低圧線防護（取外費用を含む）	本	６９３円
	機器（変圧器，開閉器）用防護取付･取外費用	基	２７，５００円
	緊急対応	式	１３，２００円

お手続きの流れ

❶ お申込み
- お申込み先へご連絡ください

❷ 現地協議
- 現地立ち合いにより、防護範囲等を協議して、見積書を送付いたします

❸ 防護カバーの取付
- 防護材料はお申込み者さまにてご用意をお願いいたします

❹ お支払
- 取付後、請求書を送付いたします。支払期日までにお支払いをお願いします

❺ 防護カバーの取外し
- 防護カバーが不要となりましたら、お申込み先までご連絡ください

※取付け（取外し）工事日につきましては別途調整となります。
※取付けのお申込みは、取付け希望日の３週間前までにご連絡をお願いいたします。
なお、お申込日から取付け希望日および取付実施日までが５営業日未満（申込日除く）の場合等、緊急対応費用を頂きます。
お申込み状況や現地の作業環境等により、希望日に取付け（取外し）できない場合があります。（緊急対応も含む）
※期日までにお支払い頂けない場合は，防護カバー類の取付・取り外しの受付はできません。

東京電力パワーグリッド株式会社　～感電災害を防ぐ～

架空電線等の近くで作業をされる場合には、感電を避けるため、各事業者さまにて感電防止措置（絶縁防護具の装着等）を講じることが、労働安全衛生規則で定められております。また、公衆に危害を及ぼさないよう建設工事を適切に施工することが建設業法で定められております。

お申し込み先

東電タウンプランニング株式会社までご連絡ください。
TEL:03-6630-9577
URL: https://www.ttplan.co.jp/electric/bougokan.html

東電タウンプランニング株式会社
防護管受付ホームページ

受付時間：平日9時00分～17時00分
※番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いの無いようお願いいたします。
※土・日・休祝日および年末年始（12/29~1/3）はお休みさせて頂きます。

東京電力パワーグリッド株式会社

©東京電力パワーグリッド（2023年7月）